諸塚村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(平成29年1月1日)	A	天 貞 収 文	В	B/A	27年度の人件費率
平成	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	1,830	3,539,205	108,665	416,998	11.8	12.1

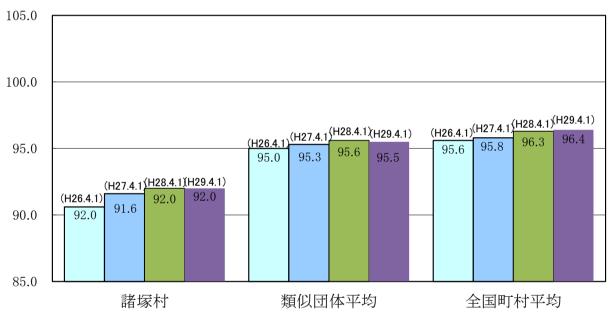
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数		給	与	費		
区 刀	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	
平成	50人	千円	千円	₹	-円	千円	
28年度	50人	159,959	20,249	62,449	242,	242,657	

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均				
給与費 B/A	一人当たり給与費				
千円	千円				
4,853	5,433				

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(汪)1 フスハイレス指数とは、全地万公共団体の一般行攻職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて

学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給与表の見直し

(改定実施時期) 平成29年4月1日

(内容) 一般行政職の給与表について、平均0.2%を引き上げ。初任給は1,000円、若年層も同程度引き上げ。

② 勤勉手当の見直し

(改定実施時期) 平成29年12月期から

(内容) 勤勉手当を年間1.70月分から1.80月分に0.10月分を引き上げ。(特別職・議員についても同様)

③その他の見直し内容

・扶養手当の見直し:国の規定に準じ、配偶者を引き下げ、子を引き上げ。(改定実施時期:平成30年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
諸塚村	43.9 歳	309,247 円	339,442 円	331,244 円
宮 崎 県	43.6 歳	323,011 円	390,424 円	349,524 円
国	43.6 歳	330,531 円	_	410,719 円
類似団体	40.8 歳	295,601 円	334,798 円	324,655 円

②技能労務職

_																	
						公 務	員					民間				参	考
	区 分	平均年	F. 龄	職員	粉	平均給料。	日嫍	平均給与	月額	平均給与	月額	対応する民間	平均年	龄	平均給与月額	A/	'B
		T 20 4	비접 누	「	致人	十场相好	7 帜	(A)		(国比較べ	ース)	の類似職種	十 % 十 1	ыlı	(B)	A/ D	
	諸塚村	*	歳	1	人	*	円	*	円	*	田	_			_		-
	うち学校給食員	*	歳	1	人	*	円	*	円	_	円	調理士	44.3	歳	170,267 円	*	
	宮崎県	*	歳	*	人	*	円	*	円	*	円	_			_		-
	玉	50.6	歳	2,722	人	286,833	円	_		328,360	円	_	_		_	_	
	類似団体	49.1	歳	2	人	288,137	円	312,465	円	304,412	円	_	_		_	_	-

	参考					
区分	年収ベース(試算値)の比較					
	公務員	民間	C/D			
	(C)	(D)	C/ D			
諸塚村		_				
うち学校給食員	* 円	2,467,350 円	*			

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成25~27年の3ケ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
諸塚村	36.0 歳	254,267 円	263,600 円
宮崎県	43.3 歳	363,803 円	420,442 円
類似団体	39.0 歳	272,844 円	300,099 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

١.	- / 1/// - 1/4		// -/4 - //			
	区	分	諸塚村		宮崎県	围
	一般行政職	大 学 卒	178,200	円	179,200 円	178,200 円
	加文17 政和	高 校 卒	146,100	円	147,100 円	146,100 円
	技能労務職	高 校 卒	139,500	円	140,300 円	-
	1人肥力伤哦	中学卒		円	118,300 円	_

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10	経験年数10年		経験年数20年		年	経験年数30年	
一般行政職 -	大学卒	_	円	320,100	円	323,700	円	377,000	円
	高 校 卒	_	円	320,050	円	319,150	円	-	円
技能労務職	高 校 卒	-	円	ı	円	ı	円	ı	円
1人形力伤帆	中学卒	-	円	-	円	-	円	-	円

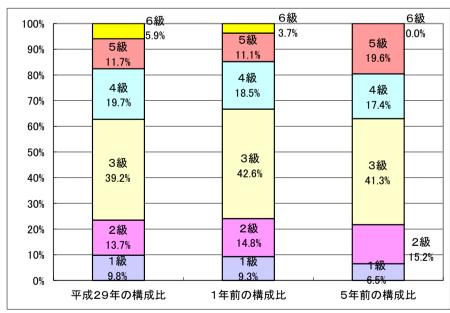
⁻ については、該当する職員がいないため、平均給料月額を掲載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成29年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給与月額
1	級	主事、技師、その他これらの職に準ずる職務	人 5	% 9.8	円 141,600	円 246,600
2	級	主任主事、主任技師、その他これらの職に準ず る職務	人 7	% 13.7	円 191,700	円 303,400
3	級	主査の職務	人 20	% 39.2	円 227,900	円 349,200
4	級	課長補佐及び主幹の職務	人 10	% 19.7	円 261,100	円 380,200
5	級	課長等	人 6	% 11.7	円 287,100	円 392,200
6	級	村長の指定する課長	人 3	% 5.9	円 317,700	円 409,400

- (注) 1 諸塚村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

諸塚村	宮 崎 県	围			
1人当たり平均支給額(平成28年度)	1人当たり平均支給額(平成28年度)	_			
1,209 千円	1,619 千円	_			
(平成28年度支給割合)	(平成28年度支給割合)	(平成28年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.60 月分 1.65 月分	2.60 月分 1.70 月分	2.60 月分 1.70 月分			
(1.45)月分 (0.85)月分	(1.45)月分 (0.80)月分	(1.45)月分 (0.85)月分			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算4~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算10~25%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

諸		塚	村				玉		
(支給率)	自己都領	<u>}</u>	勧奨·定年		(支給率)	(支給率) 自己都合 応募詞		応募認定•定	年
勤続20年	20.45	月分	25.56	月分	勤続20年	20.45	月分	25.56	月分
勤続25年	29.15	月分	34.58	月分	勤続25年	29.15	月分	34.58	月分
勤続35年	41.33	月分	49.59	月分	勤続35年	41.33	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
(退職時特別昇給	なし)	定年前早期退職	特例措置			
1人当たり平均支給額	*	千円	* 手円]	(2%~45%加算	ī)			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支給していません。

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算:一般会計)				424	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28	年度決算:一般会計)				28,267	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(エ				32.0	%	
手当の種類(手当数)			5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		文給美績 (28年度決 算)	左記職員に対する	支給単価
伝染病防えき作業に従事する職員の特殊勤務 手当	防疫作業等に従事した職員	防疫	作業等	0千円	1月50~80円	
救急業務に従事する職員の特殊勤務手当	救急車に乗務して救急業務を行う職員	救急	業務	424千円	昼2,000円、夜間	3,000円
家畜診療に従事する職員の特殊勤務手当	獣医師	獣医	師業務	0千円	本俸×10%/月	
村祝徴収事務に従事する職員の特殊勤務手 当	税務吏員	村税	徴収業務	0千円	1日100円	_
特殊自動車運転作業に従事する職員の特殊 勤務手当	道路維持管理作業に従事する特殊自動 車運転手	特殊	自動車運転手	0千円	1日200円	_

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算:一般会計)	3,936 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	96 千円
支給実績(平成27年度決算:一般会計)	4,971 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	121 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(28年度決算:一般会計)	平均支給年額
					(28年度決算:一般会計)
扶 養 手 当	配偶者 10,000円 配偶者以外 子配偶者あり 1人 8,000円 子配偶者なし 1人10,000円 子16-22才 1人5,000円 父母等配偶者あり 6,500円 父母等配偶者なし 9,000円	同		7,807 千円	159,327 円
住 居 手 当	家賃を払っている者 ①月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円 ②月額23,000から55,000円 家賃額-23,000円×1/2+11,000円 ③月額55,000円超 27,000円	回		2,768 千円	106,462 円
通勤手当	通勤距離2k以上の者で、区分に応じ、2,000円-24,500円の間で支給	同		3,076 千円	61,520 円
管理職手当	課長級職員に給料の6-8%の間で支 給	_		2,327 千円	258,556 円
休日勤務手当	休日及び代休日に勤務を命じられた 職員に支給	回		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

	<u>す刀リ4戦</u> 区		ᇑ寺の 分	/1人/// (干/以 給	<u>29年4月</u> 料	<u> 日現在)</u>	 月	額		等
		-	Л	不 口	14 			類似団体における最	喜 / 島祇嫡	守
ψ <u>Λ</u>	村		長		656,000	円	(多与)	820,000 円/	492,000	円
給	们		文	,	656,000			820,000 円/	492,000	円
料	류네	ملما	=	(500,000	円)		667.000 H	440.000	
17	副	村	長	,	529,000	円		667,000 円/	443,000	円
				(円)				
	議		長		272,000	円		316,000 円/	176,000	円
				(円)				
報	副	議	長		203,000	円		251,000 円/	122,400	円
酬				(円)				
田川	議		員		188,000	円		230,000 円/	103,000	円
				(円)				
	村		長	(平成29年度	支給割合)					
期	副	村	長		3.25		月分			
期末手	議		長	(平成29年度	支給割合)					
当	副	議	長		3.25		月分			
	議		員							
				(算定方式))		(1期の	の手当額)	(支給時	期)
退職	村		長	在職月方式				13,130,496 円	退	哉時
職手当	副	村	長	在職月方式				6,297,216 円	退	散時
	備	Î	考							
(注)		Adol TT	water will as	/ \ \	類世置を行る前	- A HE 1-				

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_	区分		職	ļ	į	数		対		年	主	な	増	減	理	由
部門	月 [~]			平成29年	Ē	7	平成28年	年	増	減	数	土	<i>'</i> よ	坦	1/9人	生	ш
		議会			1			1									
		総務			14			14									
		税務			3			3									
	一般	民生			6			5									
	行	衛生			4			4									
晋通	政部	農林水産			10			11			-1						
普通会計部門	門門	土木			4			4									
部												<参考>					
門		計			42			42				人口10,000	人当た	り職員数	数	229.51	人
												(類似団体の人	. □10,000	人当たり職	損数	186.33	人)
		教育部門			9			8			1	勤務条件	改善の	ためス	タッフ堆		
												<参考>					
		小 計			51			50				人口10,000)人当た	り職員数	汝	278.69	, ,
												(類似団体の人	.□10,000	人当たり職	員数	219.44	人)
7.5	診療	所			20			19			1	欠員補充	による	増			
公 営会	国保	;			1			1									
企計	介護	į			1			2									
業部 等門	その	他			2			1			1	勤務条件	改善の	ためス	タッフ堆		
		小 計			24			23			1						
	合	= +			75			73				<参考>					
	. 🗆	μl	[104]	[104]	[]	人口10,000	人当た	り職員数	数	409.84	人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

歳

未

満

23

27

31

35

39 43

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)

(例) % 25 20 15 10 5 32 40 52 60 20 20 24 28 36 44 48 56

5年前の構成比
- 1 11.7 11.77

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
- 概貝数	1	4	2	6	6	3	8	15	10	9	9	2	75

47

1 1

51 55

59

歳

以

上

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過 去 5 年 間 の増減数(率)
一 般 行 政	44	42	42	42	42	42	-2 (100.0%)
教育	9	9	8	8	8	9	0 (90.0%)
普通会計計	53	51	50	50	50	51	-2 (98.1%)
公営企業会計計	20	20	21	23	23	24	4 (100.0%)
総 合 計	73	71	71	73	73	75	2 (98.6%)

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門職員数です。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業はありません。

8 職員の福利厚生

平成28年度に職員等の互助会に対し、700千円を補助金として支給しました。

当該補助金は、互助会の福利厚生事業において、健康管理費(人間ドック助成)881千円、保健体育費(スポーツ保険加入)213千円等に充てられました。

(参考)諸塚村職員互助会の状況(平成28年度実績)

(単位:千円)

会員数(人)	総事業費	村補助金	補助対象事業(主な内容)
103	1,094	700	人間ドック : 受診者 59人 スポーツ安全保険 : 加入者 115人

各項目におきまして、「*」は、個人を特定し、さらに個人情報に関するものであるため公表を控えます。